

資料 1

県北地域ワーケーション施設 プロモーションツアー業務

企画コンペ実施要領

令和 4 年 6 月

岩手県県北広域振興局経営企画部

この「企画コンペ実施要領」(以下「実施要領」という。)は、県北広域振興局(以下「県」という。)が『県北地域ワーケーション施設プロモーションツアー業務』(以下「本業務」という。)の委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者(以下「コンペ参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務件名及び数量 『県北地域ワーケーション施設プロモーションツアー業務』 一式
- (2) 業務の仕様等 別添「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年12月28日(水)まで
- (4) 契約上限額 1,192,000円(消費税及び地方消費税を含む)
(この金額は、契約時の予定金額を示すものではない)

2 コンペ参加者の資格に関する事項

本業務に関するコンペ参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格の要件(以下「参加資格」という。)を全て満たしている者とする。

なお、複数以上の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めたとうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

[参加資格の要件]

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもので、本業務の実施について、委託者の要求に応じて久慈地区合同庁舎に来庁し、対応できる体制を整えること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)に該当しないものであること。
- (7) 団体の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者(以下「役員等」という。)が、暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。
- (9) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのあるものではないこと。
- (10) 参加届出書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、岩手県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) 提出及び問合せ先
〒028-8042 岩手県久慈市八日町 1 番 1 号
岩手県北広域振興局経営企画部企画推進課
電話 0194-66-9670 F A X 0194-53-1720
電子メールアドレス BK0001@pref.iwate.jp
- (2) 企画コンペ説明会
企画コンペ説明会は行わない。
- (3) 実施要領等に関する質問の受付
実施要領等に関する質問は、【様式 1 - 1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。
ア 受付期間 令和 4 年 6 月 3 日（金）～ 14 日（火）
イ 受付場所 3 の(1)に同じ
ウ 提出方法 原則として、電子メールとする。
エ 回答方法 受付した質問については、質問事項と回答事項を取りまとめのうえ、原則として電子メールにより回答するとともにホームページに掲載する。
オ 回答予定日 令和 4 年 6 月 17 日（金）
- (4) 参加届出書類の提出
ア コンペ参加者は、次の提出期限までに参加届出書類を上記 3 の(1)まで持参又は郵送により提出すること。

【様式 1-2】企画コンペ参加届出書 【様式 1-3】会社概要及び過去 5 年間の主な類似業務の受託実績

イ 持参の場合は、下記提出期限までに 3 の(1)まで提出すること。
〔提出期限〕 令和 4 年 6 月 24 日（金）まで
受付時間：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
ウ 郵送の場合は、期限までに 3 の(1)に必着とする。
エ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加することができないものとする。
オ 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

4 企画提案書等について

- (1) 企画提案書の作成
コンペ参加者は、資料 2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。
なお、企画提案書は原則 A 4 判とし、表紙以外の部分にページ番号を付すること。また、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること。
ア プロモーションツアーの内容に関すること
ツアー内容を行程表等のタイムスケジュールが分かる形で提案すること。また利用する施設、体験するコンテンツ等について明らかにすること。
イ 招請するインフルエンサーに関すること
一般的なプロフィールのほか、選定した理由（岩手県に関わりがある等）や情報発信に係る事項を提案すること。
ウ 業務実施体制
エ 再委託等の有無及び予定
オ その他特記事項

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

なお、積算内訳書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、コンペ参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した総額の 110 分の 100 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

イ 積算内訳書は企画提案書とは別に作成し、提出すること。

ウ 積算内訳書には、値引き及び事実上値引きと認められる趣旨の記載を行わないこと。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

イ 提出期限

令和 4 年 6 月 30 日（木）午後 5 時まで〔必着〕

ウ 提出先

岩手県北広域振興局経営企画部企画推進課

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参すること。

郵送の場合は封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きし、期限までに必着のこと。

オ その他

提案は 1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。

企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保護者等から承諾を得ること。

一度提出した企画提案書等は、これを書替え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

参加申請書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）又は第 94 条（虚偽表示）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(5) 企画コンペへの不参加

ア 企画コンペ参加届出書を提出したコンペ参加予定者が、企画提案書の提出を辞退する場合は、提出期限の前日までに、【様式 1-4】企画コンペ参加辞退届を、3 の(1)まで持参又は郵送により申し出ること。

イ 上記アによりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 委託候補者の選定は、別に定める「企画コンペ提案審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、積算額が1の(4)の契約上限額を超えている場合は、審査対象とならないものとする。
- (2) 審査委員会は次の内容で開催する。
 - ア 開催日時 令和4年7月上旬 県北広域振興局内（予定）
開催日時及び場所については、変更となる場合がある。詳しくは別途通知する。
 - イ 開催方法等
審査は、コンペ参加者から提出された企画提案書及びコンペ参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。
プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
ビデオ及びプロジェクター等の器材を使用する場合は、事前に連絡することとし、この場合の器材は、コンペ参加者の持込を原則とする。
プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
コンペ参加者が4者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位4者により、審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、コンペ参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わない。
- (3) (1)の審査は、各審査委員が審査要領の「審査項目、審査観点及び配点」に基づき審査を行い、第1順位の委託候補者を決定する。
- (4) 企画コンペの結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。
- (5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約交渉を行う。
- (6) 受託候補者との委託契約締結にあつては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と受託候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

6 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約保証金
岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）によります。
- (3) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項に沿って契約時の仕様を協議・調整の上契約を締結するものとする。
- (4) 落札者等の公表
県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に関係事項を岩手県公式ホームページ上に公表する。

7 公正な企画コンペの確保

- (1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負う。
- (2) 企画コンペに要した費用
全てコンペ参加者が負担するものとする。
- (3) コンペスケジュール（予定）

ア 企画提案書等の受付開始	6月3日（金）
イ 質問票の提出期限	6月14日（火）
ウ 質問に対する回答	6月17日（金）
エ 参加届出書類の提出期限	6月24日（金）
オ 企画提案書等提出期限	6月30日（木）
カ 企画提案審査	7月上旬
キ 審査結果通知	7月上旬～中旬
ク 契約締結	7月中旬～下旬